

◆債権回収のプロセス

以前「経営情報の収集と拒絶」について触れたところ、債権者が債務者の会計帳簿や計算書類などを閲覧できるかを詳しく知りたいとの声が寄せられた。債権回収のプロセスは、債務者との面談・情報収集↓取引条件変更などの対応↓担保・保証の徴求↓商品引き揚げ・債権譲渡・相殺・刑事告訴などの回収交渉↓仮差し押さえなどの保全手続や先取特権・担保権の実行↓訴え提起による債務名義の獲得↓強制執行手続さへの移行といったところが定番だ。

「債務名義」とは、強制執行によって実現されるべき債権の存在および範囲を証明した公の文書を指し、これには確定判決、仮執行宣言の付

た判決や支払督促のほかに、強制執行認諾約款のある公正証書、裁判上の和解調書なども含まれる。だが債務者の財産状況が分かっていないと、債権回収は奏功しない。この

◆帳簿または書類の開示請求

株式会社に限っていえば「計算書類」(決算書)は①貸借対照表②損益計算書③株主資本等変動計算書④個別注記

会計帳簿等の閲覧・謄写



ため対債務者との関係でこれを開示させる方法を知っておく必要がある。

表を指す。「会計帳簿」は、計算書に加えて、その付属明細書作成の基礎となる帳簿のことであり、それには仕訳帳、総勘定元帳および現金出納簿など各種補助簿が入ってくる。会社の運営は株主の多数意思が支配する仕組みになっているところ、これとは別に同じオーナーである少数株主を保護する制度に以下のものがある。一定以上の株式を有するときは、少数株主も、①株主総会の招集請求権②株主

総会議題の提案権③株主総会議案の通知請求権④役員解任請求権⑤株主総会招集手続に関する検査役の選任権⑥会社の解散請求権が行使できる。加えて、会計帳簿閲覧・謄写請求権がある(会社法433条1項)。条文上「会計帳簿又はこれに関する資料」とあるから、伝票や契約書もその対象に含むと考えられている。

◆債権者の場合は

債権者については、会社のオーナーではないし、また債務者側の営業秘密は守られるべきであるから、計算書類および事業報告書・付属明細書につき、それも閲覧しか認められていない(442条3項)。所定の費用を支払うときは、計算書類などの謄写または抄本の交付が請求できる

(以上の請求は株主なら誰でも可能とされている)。

このため有力情報の会計帳簿を債権者が入手しようとすれば、債務者(会社)の株式を取得する方法があるが、通常は取り引きの始めか債務者から協力的な援助を求められた機会を捉えて、その提出方(ていしゅつかた)を持ち掛けたりしている。

◆権利行使の方法

交渉に当たっては債務者に対し、まずは会計帳簿写の提出または閲覧・謄写を求め、それに応じてもらえなければ、法的根拠を示した上、計算書類等閲覧の請求をする。裁判所に対しては仮処分申請もできるので、債務者の拒否に備え、その旨を併せて告げておくことにする。

(弁護士 浦田益之)